

令和5年度 契約変更一覧(工事及び工事系委託) 1月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く
契約金額の変更を伴わない契約を除く

番号	件名	契約金額(円) (変更前)	契約金額(円) (変更後)	契約相手先	担当課
1	東坂下二丁目公園改修工事	69,300,000	71,025,900	日本パブリックサービス株式会社東京支店	土木部みどりと公園課
2	区立赤塚福祉園外壁改修その他工事	133,584,000	146,476,000	株式会社勇建設	政策経営部施設経営課
3	区立桜川地域センターファンコイルユニット換気設備取替工事	29,580,100	30,450,200	有限会社小谷野管工	政策経営部施設経営課
4	区立天津わかしお学校厨房用換気ファン改修その他工事	8,690,000	11,653,400	株式会社エバートップ	政策経営部施設経営課
5	区立高島第六小学校外壁改修その他工事	154,755,700	161,139,000	営繕工事株式会社	政策経営部施設経営課
6	区立高島第五小学校外壁改修その他工事	151,800,000	153,681,000	山生建設株式会社	政策経営部施設経営課
7	区立高島第二中学校外壁改修その他工事	205,876,000	218,889,000	山生建設株式会社	政策経営部施設経営課

	番 号		1
契 約 番 号	板契第5050700019号		
工 事 件 名	東坂下二丁目公園改修工事		
工 事 場 所	板橋区東坂下二丁目9番地内		
工 事 概 要	擁壁工、植栽工、給水設備工、排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工		
業 種	造園		
契 約 確 定 日	令和5年7月20日		
工 期	令和5年7月21日から令和6年1月25日まで		
契 約 変 更 日	令和6年1月15日		
請 負 者	日本パブリックサービス株式会社東京支店		
請 負 者 地 所 在 地	板橋区大山金井町14番11号		
根 拠 規 定	契約約款第18条(工事)		
担 当 課	土木部みどりと公園課		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	増 △ 減
工 期	令和6年1月25日まで	令和6年1月25日まで	
契 約 金 額	69,300,000	71,025,900	1,725,900
変更概要			
別紙のとおり			
変更理由			
別紙のとおり			

変 更 理 由

コンクリート土留め等構造物設置に伴い現地を掘削したところ、近接していた樹木の根が想定よりも伸長していることが判明した。基礎の設置にあたって支障となる根を撤去しようとするため伐採抜根を行い、その費用を増額する。

パーゴラ設置に伴い現地を掘削したところ、既設排水管とコンクリート基礎が干渉することが判明したため、排水管の切り回し工事を行い、その費用を増額する。

変 更 概 要

変更工種	規格・寸法	既定	変更	増△減
高木伐採・伐根 A	C<30cm	4 本	18 本	14 本
高木伐採・伐根 C	90cm≦C<120cm	3 本	6 本	3 本
高木伐採・伐根 G	120cm≦C<150cm	0 本	2 本	2 本
雨水排水管	VP-150	22.9m	47.4m	24.5m
集水桝	H=890	0 基	1 基	1 基

変 更 金 額

当初契約額	変更額	増△減
¥69,300,000-	¥71,025,900-	¥1,725,900-

		番 号	2
契 約 番 号	板契第5050800015号		
工 事 件 名	区立赤塚福祉園外壁改修その他工事		
工 事 場 所	板橋区赤塚六丁目19番14号		
工 事 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁改修工事 約2,037㎡ 事前施工数量調査含む ・屋上及びバルコニー防水工事 約1,994㎡ 既存屋上緑化撤去含む ・外構その他工事 一式 		
業 種	建築工事		
契 約 確 定 日	令和5年6月20日		
工 期	令和5年6月21日から令和6年3月15日まで		
契 約 変 更 日	令和6年1月4日		
請 負 者	株式会社勇建設		
請 負 者 地 所 在 地	板橋区高島平四丁目15番11号		
根 拠 規 定	契約約款第18条(工事)		
担 当 課	政策経営部施設経営課		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	増 △ 減
工 期	令和6年3月15日 まで	—	—
契 約 金 額	133,584,000	146,476,000	12,892,000
変更概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁上部の斜壁及びパラペット天端の仕上げ変更(約608㎡) ・1階食堂の掃出し窓改修(カバー工法) 			
変更理由			
<p>工事着手後に足場を用いた詳細な外壁調査を行ったところ、外壁上部の斜壁及びパラペットの劣化が想定以上に進み、漏水の危険性があることが判明したため、より防水性能の高い仕様へと変更する。また、1階食堂の掃出し窓の不具合について、当初建具調整のみとしていたが、躯体鉄筋の腐食によるものと判明したため、カバー工法による改修へ変更する。</p>			

	番 号	3	
契 約 番 号	板契第5050900064号		
工 事 件 名	区立桜川地域センターファンコイルユニット換気設備取替工事		
工 事 場 所	板橋区東新町二丁目45番6号		
工 事 概 要	空気調和設備工事 一式 ファンコイルユニット更新:天吊隠蔽形 5台、天井カセット形4台 換気設備工事 一式 全熱交換器更新:天井隠蔽形 11台 排気ファン更新:4台 排気ファン新設:5台		
業 種	空調工事		
契 約 確 定 日	令和5年7月6日		
工 期	令和5年7月7日から令和6年1月31日まで		
契 約 変 更 日	令和6年1月12日		
請 負 者	有限会社小谷野管工		
請 負 者 地 所	板橋区高島平一丁目14番13号		
根 拠 規 定	契約約款第18条(工事)		
担 当 課	政策経営部施設経営課		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	増 △ 減
工 期	令和6年1月31日 まで	—	—
契 約 金 額	29,580,100	30,450,200	870,100
変更概要			
B1階 天井隠蔽型ファンコイルユニット吸込部の制気口取替			
変更理由			
当初設計では、既存制気口を再利用して改修することとしていた。B1階更新機器の試運転を行ったところ、経年劣化による制気口隠蔽部の不具合により必要な風量が出ないことが判明したため、制気口を取替るための設計変更を行なう。			

	番 号		4
契 約 番 号	板契第5050900096号		
工 事 件 名	区立天津わかしお学校厨房用換気ファン改修その他工事		
工 事 場 所	千葉県鴨川市天津1990		
工 事 概 要	○換気設備工事 一式 ・厨房用排気ファン 1台更新 消音ボックス付きシロッコファン Ⅱ4、3相200V、2.2kW ・厨房用給気ファン 1台撤去、有圧換気扇 5台新設 ・アスベスト含有建材レベル3撤去作業有(ダクトパッキン) ・上記に伴う、建築工事、電気工事、ダクト工事		
業 種	空調工事		
契 約 確 定 日	令和5年10月5日		
工 期	令和5年10月6日から令和6年3月13日まで		
契 約 変 更 日	令和6年1月15日		
請 負 者	株式会社エバートップ		
請 負 者 地 所 在 地	板橋区徳丸2-29-21		
根 拠 規 定	契約約款第18条(工事)		
担 当 課	政策経営部施設経営課		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	増 △ 減
工 期	令和6年3月13日 まで	—	—
契 約 金 額	8,690,000	11,653,400	2,963,400
変更概要			
ア)外壁補修範囲及び補修工法の変更			
変更理由			
ピロティの小梁についてひび割れ補修を見込んでいたが、実際に補修を試みたところ、劣化状況が著しく想定以上の範囲で脆弱部が剥落した。脆弱部の撤去、剥落部の補修を行い、安全確保を行うため、補修範囲の拡大及び補修工法を変更する必要が生じた。			

	番 号	5	
契 約 番 号	板契第5050800013号		
工 事 件 名	区立高島第六小学校外壁改修その他工事		
工 事 場 所	板橋区高島平一丁目50番1号		
工 事 概 要	○外壁改修工事 1)外壁改修工事 約6,500㎡ 2)下屋・庇等の防水改修工事 3)上記工事に伴う設備工事(電気設備・機械設備工事)一式 4)その他工事(外構・門扉等) ※アスベスト含有建材(レベル3)撤去作業含む		
業 種	建築工事		
契 約 確 定 日	令和5年5月30日		
工 期	令和5年5月31日から令和6年3月15日まで		
契 約 変 更 日	令和6年1月18日		
請 負 者	営繕工事株式会社		
請 負 者 地 所 在 地	板橋区栄町30-15		
根 拠 規 定	契約約款第18条(工事)		
担 当 課	政策経営部施設経営課		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	増 △ 減
工 期	令和6年3月15日 まで	—	—
契 約 金 額	154,755,700	161,139,000	6,383,300
変更概要			
ア)外壁補修数量の変更 イ)プール付属室の内部改修(プール棟)			
変更理由			
別紙のとおり			

変更理由

ア) 外壁補修数量の変更

工事着手後、足場を設置し外壁下地の劣化状況調査を行った結果、当初設計(令和3年度)以上の下地補修必要箇所が判明したため、調査後の数量決定に伴い設計変更を行う。

イ) プール付属室の内部改修(プール棟)

工事対象外である付属室内部の木製建具の腐食が著しいことが判明した。特にシャワー室等の素肌が触れる場所であり、児童がけがをする危険性が高いことから既存建具を撤去、アルミ製建具の新設を行い、安全性を確保する。

	番 号	6	
契 約 番 号	板契第5050800012号		
工 事 件 名	区立高島第五小学校外壁改修その他工事		
工 事 場 所	板橋区高島平三丁目11番1号		
工 事 概 要	○外壁改修工事(約4,300㎡) 1)校舎棟、体育館棟、クラブハウス棟、プール棟の外壁改修、一部防水改修 2)付属棟、門扉、南体育倉庫棟の外壁、防水、塗装改修 3)上記に伴う設備工事(電気設備工事、機械設備工事) 4)防水改修工事 5)その他		
業 種	建築工事		
契 約 確 定 日	令和5年5月30日		
工 期	令和5年5月31日から令和6年3月15日まで		
契 約 変 更 日	令和6年1月23日		
請 負 者	山生建設株式会社		
請 負 者 在 地	板橋区大谷口1-16-5		
根 拠 規 定	契約約款第18条(工事)		
担 当 課	政策経営部施設経営課		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	増 △ 減
工 期	令和6年3月15日 まで	—	—
契 約 金 額	151,800,000	153,681,000	1,881,000
変更概要			
ア)外壁補修数量の変更 イ)鉄部塗装下地調整の変更 ウ)体育館棟軒裏アスベスト処理の変更 エ)クラブハウス棟屋根材等の変更 オ)クラブハウス棟等一部外壁塗装材の変更 カ)プール配管経路の変更 キ)楽焼小屋の基礎形状の変更 ク)ごみ置場塗装の変更			
変更理由			
別紙のとおり			

変更理由

ア) 外壁補修数量の変更

工事着手後、足場を設置し外壁下地の劣化状況調査を行った結果、当初設計(令和3年度)以上の下地補修必要箇所が判明したため、調査後の数量決定に伴い設計変更を行う。

イ) 鉄部塗装下地調整の変更

工事着手後、足場を設置し鉄部の劣化状況調査を行った結果、想定していたより状態が良かったため、下地調整を RA 種から RB 種に変更する。

ウ) 体育館棟軒裏アスベスト処理の変更

工事着手後、足場を設置し体育館棟の軒裏を確認したところ、フレキシブルボードではなくコンクリートだったため、アスベスト対応の撤去ではなく既存を残し塗装のみに変更する。

エ) クラブハウス棟屋根材等の変更

工事着手後、屋根材の撤去をしたところ、下地の状態が悪いことが分かった。そのため、防水性能の向上のため、屋根材の変更や納まりの変更を行う。

オ) クラブハウス棟等一部外壁塗装材の変更

工事着手後に現場確認したところ、想定以上に湿気が多く、外壁材を防水型複層塗材にすると湿気の逃げ場がなくなり外壁が膨れてしまう恐れがあるため、複層塗材に変更する。

カ) プール配管経路の変更

工事着手後、一部はつりを行ったところ、想定以上深く配管が埋め込まれており、騒音対策とメンテナンスのしやすさを考慮し、コンクリートのはつりが少なくなるよう配管の経路を変更する。

キ) 楽焼小屋の基礎形状の変更

工事着手後、楽焼小屋の一部撤去を行ったところ、既存の基礎の形状が違うことが分かったため、既存に合わせた納まりに変更する。

ク) ごみ置場塗装の変更

工事着手後、詳細調査を行い状態が悪いことが分かったため、補修及び塗装を行う。

	番 号	7	
契 約 番 号	板契第5050800003号		
工 事 件 名	区立高島第二中学校外壁改修その他工事		
工 事 場 所	板橋区高島平二丁目24番1号		
工 事 概 要	①外壁改修工事 約7800㎡※ ②上記工事に伴う設備工事(電気設備・機械設備工事)一式 ③一部防水改修工事 一式 ④一部内装改修工事 一式 ※アスベスト含有建材(レベル3)撤去作業を含む		
業 種	建築工事		
契 約 確 定 日	令和5年6月23日		
工 期	令和5年6月24日から令和6年5月31日まで		
契 約 変 更 日	令和6年1月19日		
請 負 者	山生建設株式会社		
請 負 者 地 所 在 地	板橋区大谷口一丁目16番5号		
根 拠 規 定	契約約款第18条(工事)		
担 当 課	施設経営課		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	増 △ 減
工 期	令和6年5月31日まで	-	-
契 約 金 額	205,876,000	218,889,000	13,013,000
変更概要			
ア)外壁補修数量の変更 イ)プールサイド日除け膜の撤去新設 ウ)渡り廊下のガラス交換数量の変更			
変更理由			
別紙のとおり			

変更理由

ア) 外壁補修数量の変更

工事着手後、足場を設置し外壁下地の劣化状況調査を行った。
その結果、当初設計以上の下地補修必要箇所、建具・タイル廻りのシーリング仕様変更、及びモザイクタイルの劣化に伴う保護塗装の必要性などが判明した。

については、調査後の数量決定及び仕様変更等に伴い設計変更を行う。

イ) プールサイドの日除け膜の撤去新設

既存膜を取り外したところ、端部金具の著しい劣化、及び膜全体の硬化により再取付け時に破れることが判明した。そのため、撤去新設とする。

ウ) 渡り廊下のガラス交換数量の変更

工事着手後、足場を設置しガラスの劣化状況調査を行った結果、当初設計以降にガラスの損傷箇所が増加していることが判明したため、調査後の数量に伴い設計変更を行う。